ドイツ社会民主党の財政政策（三）

広田司郎

一、帝国政策の転回と社会民主党

ここにいわゆる第三期とは、ビスマルクの退陣およびカプリヴィ Georg Leopold von Caprivi の登場にともなっておこなわれた新しい経済政策展開の時期である。

さきに述べた「穀物と鉄」のための保護関税政策も、その一〇年間の経過の裡に異った利害関係を漸次ひき起していた。八〇年代に関税政策の保護をうけて強力に発展した鉄鋼、電機、化学等の諸工業は、八七年以後の好景気に刺戟されて世界市場進出の企図を推進しつつあったのにたいして、ユンカーによって代表せられるドイツ農業は穀物価格の下落ないしは停滞に喘ぎ、その対策として穀物にたいする関税保護の強化を強く要請していた。この要求は一八八五年および八七年の関税率引上げとなって示されたが、しかしかかる保護政策の強化は、対外的には外国の報復関税政策を誘発し、対内的には労賃の騰貴による国際的競争能力の低下をきたし、かくして世界市場進出を企図するドイツ工業資本の利益と対立するものとなった。他方工業発展にともなって労働者運動も強力に推し進められ、一八八九年五月には八時間労働日制の確立を要求するルール地方鉱山労働者のストライキが他地方にも波及し、軍隊の出動を惹き起す一大ストライキにまでたちいたった。この労働者の組織的運動の強力な展開に呼応し

て、社会民主党も、社会主義者鎮圧法下において同法の意図とは逆にその党勢を拡大していったのである。かかる情勢下に、一八九〇年一月二五日には社会主義者鎮圧法が撤廃せられ、一ヵ月後の二月二〇日の帝国議会選挙は社会民主党と自由思想党 die Freisinnige Partei の躍進をもたらし、八七年の中央党の転向と相俟って、ビスマルク政権の瓦解を決定的なものにした。[1] かくて一月後の三月二〇日ビスマルクは退陣するにいたったが、いま述べたような事情は新しい政策の出現を不可避的なものとしたのである。

カプリヴィの主導の下に行われた政策の転向は「新航路」Der Neue Kurs と呼ばれている。ゲルロフのいうところによれば、カプリヴィがその比較的短い在任期間中に企図した課題は、ドイツ通商政策の新しい方向づけ、陸軍の強化およびこれに伴う帝国財政改革であった。[2] 「新航路」と呼ばれる所以のものの一つは、いまあげた通商政策の新たな展開にあると考えられるが、これは農業関税率の切下げによる通商政策上の障害の緩和と低穀価＝低労賃による大工業資本の世界市場進出の企図によって特徴づけられていた。[3]

他方すでに簡単にふれたように、社会民主党は、八〇年代社会主義者鎮圧法によって弾圧せられたにもかかわらず、むしろ逆にその党勢を拡大しかつマルクス主義的革命政党としての性格を次第に強化し、一八九一年一〇月エルフルトにおいて開催せられた党大会においてマルクス主義的な意味において綱領を確立するにいたった。[4] ベルンシュタインによれば、一八七七年から七八年にかけての帝国議会に提案せられた労働者保護法案やリティングハウゼン Moritz Rittinghausen の火災保険国営提案、さらには帝国衛生局 Reichsgesundheitsamt 設立にたいするベーベルの同意等々にみられるように社会民主党内に改良主義的見解が漸次普及しつつあったにもかかわらず、それが中断せしめられ、逆に国家にたいする敵対性が培養せられるにいたったのは、鎮圧法に端的に示されるビスマ

ルクの政策にほかならないといわれている。[5] 国家にたいする敵対性がビスマルク体制への敵対性によって一義的に規定しうるか否かについては問題があるが、例外法によって合法的手段を奪われた社会民主党が同法施行を機縁として合法的活動をこえて急進化したことは否定しがたい。かくて一八八〇年 Schloß Wyden で開催せられた党大会において「自由な国家」および「社会主義社会」実現のための手段の合法性を問題にとりあげた党は、一八八三年のコペンハーゲン党大会において社会改革、議会主義を拒否するにいたった。[6] この間に党を支持する票数は次第に増加し、一八八一年の三一万票から九〇年の一四三万票にまで急速に伸びるにいたったし、その帝国議会における議席数も、八七年の一時的退潮は別として、八一年の一二から九〇年の三五に増加した。しかしながらこのような急速な成長もマルクス主義政党としての綱領確立も、すでにひろく知られているように、その内部的統一を保証するものではなく、九〇年代の一層の党勢拡大の裡に見解の対立を生みだしていったのである。[7] とくに注目すべき見解が後の修正主義につらなる改良主義的主張にあったことはいうまでもない。[8]

われわれは、以上簡単に述べたような党内外の情勢の下で、この時期の社会民主党がいかなる財政政策を展開したか、以下において検討してゆこう。まず最初にエルフルト綱領の第二部に示された財政政策的要求を考察しよう。

(1) 大野英二、ドイツ金融資本成立史論、一五九―一六四頁
(2) W. Gerloff, Die Finanz-und Zollpolitik des Deutschen Reiches, Jena 1913. S. 303.
(3) 大野英二、前掲書、一六六頁
(4) Carl E. Schorske, German Social Democracy 1905~1917, 1955. SS. 3~4.
(5) E. Bernstein, Von der Sekte zur Partei, Jena 1911. SS. 24~25.

(6) W. Treue, Dentsche Parteiprogramme 1861～1954, 1954. S. 18.

(7) この時期の党指導者にたいする批判は二面からなされた。その一つは、いわゆる「青年派」die Jungen の批判で、ベーベルやリープクネヒトの小ブルジョア的偏向およびその専制的傾向にたいする非難、議会主義的方法の否定という急進主義的性格の批判として示された。これにたいして第二のものはフォルマール Georg von Vollmar 一派の見解で、それは逆に議会主義的方法を強力に主張するものだった。(Treue, a.a. O., SS. 21～22.)

(8) ベルンシュタインは、党勢拡大、その議会内での比重の増大とともに、議案の採否にたいして決定的力をもつ党の投票にたいして責任が生じたこと、それとともに階級対立や純然たる反対の立場からの課題を指摘するだけでは解決できない問題が発生したことを指摘している。(Bernstein, a.a. O., SS. 25～26.) またトロイエは、例外法の在続中基本的反対の立場を固持した党が、同法の廃止後には、慎重かつ婉曲な形で協力する用意をもっていたことをのべている。(Treue, a.a. O., SS. 18～19.)

二、エルフルト綱領の要求

ここで取扱うのは、いうまでもなく、綱領の財政政策的要求に限られる。ところでその要求についてみれば、次のようにいわれる。

すべての公共支出が租税によってまかなわれるべき限りにおいて、その支弁のためには累進する所得税と財産税。自己査定の義務。相続財産の額および親等に応じて累進する相続税。すべての間接税、関税およびその他一般の利益を特権的少数者の利益のために犠牲に供する経済的措置の廃止。[1]

この要求は、以前述べたゴータ綱領の単一累進所得税の要求に比べて、[2] より一層具体的かつ広汎な要求となっている。一八八七年 St. Gallen の党大会において、単一累進所得税による国家経費支弁の可能性について活潑な論議がたたかわされたといわれるが、[3] いまや累進所得税の要求のほかに財産税、相続税その他の要求があらわれた。

しかし累進所得税をもってもっとも基本的な租税とする見解はなんら変っている訳ではない。カウツキー Karl Kautsky およびシェーンランク Bruno Schoenlank によってなされた綱領の註釈によれば、公共負担の配分を規制する原理は給付能力に応じた課税である。しかし現実には、租税負担の配分はきわめて不平等であり、公共家計の費用は労働者が負担する結果となっている。ところで給付能力ないし担税力を条件づけるものは所得であり、それ故に公正な課税の基礎は所得税に求められなければならない。かくて「適正な範囲の租税のための徹底的な改正が行われるべきであるとすれば、唯一の一般的所得税が多様な租税に代置されなければならない」といわれるように、所得税は、党の主張する応能原則を実現する基本的租税として要求せられたのである。[4]

すでに述べたように、エルフルト綱領においては、ゴータ綱領と異り、一般財産税および相続税の要求が掲げられている。この間の変化に関して「註釈」はかならずしも明らかにはしていないが、両税の特徴を次のように述べている。そのいうところによれば、一般財産税の中心的な問題点は、「所得の種類すなわちそれが所有や財産にもとづくものかそれとも労働にもとづくものかに応じた課税の程度 Ausmass der Steuer の差異」にある。換言すれば、確定所得 fundiertes Einkommen および不確定所得 unfundiertes Einkommen という所得の種類に応じた差別課税の手段としての意義が認められている。また相続税については、それが一般財産税として財産の大きさのみならず親等に応じて累進的に課税せられる点で特徴的であることが指摘されるとともに、被相続人の脱税の捕捉追徴と相続人の将来の租税にたいする監督のための手段としての意義が強調されている。[5] 簡単ではあるが以上のべたところから判断して、財産税が所得税の補完税として、また相続税が両者を補完するものとして考えられていることは明らかであろう。

以上諸税の要求と表裏一体の関係にある間接税、関税およびその他の特権的少数者のための経済的措置の廃止の要求については、「註釈」は、これらの諸税が本質的にもまたドイツの現実の状態に照してみても、苛酷な労働者負担と特権的階級の利益擁護を意味するものであることをはげしく非難し、その廃止を要求している。[6]

すでに周知のように、エルフルト綱領は一九二一年ゲルリッツにおいて新たに綱領が成立するまで、同党の指導原理として存続した。しかしこの綱領が党の理論と実践を規制しえないような事態が発生したことも、ひろく知られているところである。このことは、その財政政策的要求についてもいえることであり、上に述べた党の要求およびその「註釈」に関して解釈の相違、見解の対立が惹き起されたが[7]、それらの問題点は後の機会に述べることにして、この時代の帝国財政にたいする党の対応の過程を考察することとしよう。

(1) Protokoll über die Verhandlungen des Parteitages der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands. Abgehalten zu Erfurt. 1891. S. 6.

(2) 拙稿、ドイツ社会民主主義の財政政策(一)　関西大学商学論集、三巻五号、五一頁

(3) H. M. Calmann, Die Finanzpolitik der deutschen Sozialdemokratie 1867~1914, München 1912. S. 104.

(4) Karl Kautsky und Bruno Schoenlank, Grundsätze und Forderungen der Sozialdemokratie. Erläuterungen zum Erfurter Programm, Berlin 1919. SS. 48~49.

シェーンランクは、所得税についてその他に、それが公共団体に必要な収入の取得を簡単化しまた低廉化すること、納税義務者の他への租税負担転嫁を不可能にすること、および税率（Steuerfuß）の可動性によって必要と事情に応ずる租税割当の可能なことが指摘せられている。なおその現実への適用の場合の問題としては、所得の大きさに応じた累進課税、最少生活費免税が要求されていることは、いうまでもない。

(5) a. a. O., SS. 49~51.

相続税に関しては、シェーンランクは、無産者が相続権にたいして関心のないことを明らかにしながら、財産増加にともな

って増大する担税力が社会全体にとって利用されるべきことを強調する。かくして財産の大きさに応じて累進的に課税されなければならない。それと同時に、親等に関しては、姻戚関係のうすい程相続財産にたいする請求権が少くなり、その相続が偶然の戯れの意味を多くもってくると述べることによって、親等に応じた累進課税を理由づけている。

(6) a. a. O., SS. 51~53.

(7) 例えば、拙稿、H・クーノーの租税思想、関西大学商学論集、第一巻第六号参照

三、関税問題

すでに述べたカプリヴィの「新航路」政策は、農業関税引下げによる独占資本の世界市場進出策を企図するものであったが、この新しい政策は一八九一年の大通商条約、九三年の小通商条約および九四年の対ロシア通商条約として具体化された。[1]

これらの新しい通商条約にたいして党はいかなる態度をとったか。まず第一の大通商条約はオーストリー、ハンガリー、イタリー、ベルギーおよびスイスとの間に締結せられ、ドイツの側における小麦、ライ麦三・五マルクの関税率を中心とする農業関税率引下げと相手国における工業関税率の引下げを内容とするものであった。この通商条約締結をめぐる各党の激しい動きの中で、社会民主党は、帝国議会においては穀物その他の生活資料にたいする関税の全面的撤廃を要求するアウエル案を提出し、他方では「フォアヴェルツ」紙によって、穀物購買者である農民が穀物関税によって損害を蒙ることを強調して労農同盟の結成を提唱した。[2] 帝国議会に提出せられた関税撤廃要求は否決されたが、党は、政府案がきわめて不十分ながらも穀物関税を削減するものであるという点で、これに賛成投票を行った。[3] つづいて九三年ルーマニア、スペインおよびセルビアとの間に締結せられた小通商条約に関して

も、社会民主党は自由思想人民党 Freisinnige Volkspartei とともに政府案に賛成投票を行ってこれを支持し、さらにまた九四年の対ロシア通商条約締結に際しても、政府の小麦、ライ麦三・五マルク案に賛成することによって、ユンカーの特殊利益の擁護を阻止すると同時に生活資料の価格騰貴を防止せんとした。[4]

このことから明らかなように、社会民主党はカプリヴィによって展開せられた新通商政策、その農業関税率の引下げ策に賛成の態度をとってきたが、しかしそのことは、党のカプリヴィ政権にたいする原則的支持を意味するものでないことはもちろん、[5]その通商政策にたいする全面的な賛成すら示すものでなかった。というのはすでに簡単にふれたように、党は新しい通商条約をきわめて不十分なものとみていたからである。例えばノイエ・ツァイト誌の論評には、新通商条約の現実的効果が云うに足らないものであることが指摘せられ、[6]さらにまた一八九二年ベルリン党大会での議会活動報告は、政府案による三・五マルク関税率が党にとってきわめて不満足なものであることを述べた後に、この税率の維持を言明した政府の関税政策に反対し、穀物関税をも含めてあらゆる生活資料課税を排除しなければならないことを明らかにしている。[7]この言明や関税撤廃案提出の事実のほかに、すでに前稿において考察した八七年党大会の決議、さらには上述のエルフルト綱領中の要求をも併せ考えてみれば、生活資料の価格騰貴を通じて大衆負担の増大を結果する関税体系の全面的撤廃の要求こそが党の基本的態度であったといわなければならないだろう。

このような基本的立場に立ちながらも、党の帝国議会フラクションは、それを機械的に固守することなく、上述のように新通商条約に賛成の態度をとってきたのであるが、この現実政策の中には、カプリヴィの通商政策が党の基本的要求を部分的に実現するものであるということだけでなく、当時の政治状況への顧慮、殊に対ユンカー政策

的観点が多分にみられるようである。さきに指摘したように、カプリヴィによって展開せられた新通商政策は、農業関税率の引下げを槓杆とする工業製品のための市場開拓策であった。ユンカーを中心とする大土地所有者は、この政策がドイツ農業を崩潰せしめるものとしてはげしく非難し、農業者同盟 Bund der Landwirte の結成の下に農業保護関税の強化を要望するとともに、とりわけ対ロシア通商条約にたいして熾烈な反対運動を展開した。[8] というのはロシアはドイツにたいする最大の穀物輸出国であり、ユンカーの最強の敵であったからである。この農業者同盟を中心とする保護関税維持の運動にたいして、社会民主党はユンカー孤立化のための闘争を展開したが、ここに党の通商条約賛成の一半の理由を求めることができる。いうまでもなく党の農業関税反対の基本的理由は生活資料の価格騰貴による大衆負担の増大にあった。しかしながらこの大衆負担の増大をもたらす農業関税は、他面においてユンカーの特殊利益を保証し、その政治的経済的優位性を強化するものであった。通商条約にたいする党の積極的評価の論拠をみれば、大衆負担の軽減という観点のほかに、それが農工業労働者の犠牲の下に行われるユンカーの掠奪政策体系に突破口を設けるものであり、[9] さらにすべてのものを停滞に導く地主的政策の最終的破産宣告および大土地所有者と工業資本家との関税利益結合の崩潰を意味するものであり、[10] そしてまたそれが社会民主党の支持なくして批准不可能であるとともに保守派のはげしい反対に抗して実施されなければならない点で一の進歩を意味するということがいわれている。[11] かくて党の通商条約への賛成投票がユンカーの特殊利益の拒否、農業と工業との同盟の解体によるユンカーの政治的孤立化を意図するものであったことは、明白であろう。

以上のように、党の現実政策は、大衆負担を増大せしめる生活資料課税にたいする反対という基体的立場に立ちながら、同時にユンカーに代表される大土地所有者の特権的地位への攻撃に力点をおくものであった。このこと

は、同一性証明 Identitätsnachweis の廃止問題とカーニッツ Hans Wilhelm Alexander Graf von Kanitz 提案にたいする党の態度にも明瞭に示されている。まず同一性証明[12]の廃止要求はすでに小通商条約成立の直後に保守党によって提起せられ、カプリヴィもまた通商条約に反対の立場をとる保守党を慰撫する手段としてその要求の実現を決意したが、社会民主党は、この措置が穀物の国内価格を関税額だけ世界市場価格以上に騰貴させ、かくて消費者の犠牲において東プロイセンのユンカーおよび一部商人に特別利潤を保証する傾向のあることを指摘して、その廃止に極力反対を表明した[13]。また九四年から九六年にかけてカーニッツによって提出せられた国内消費向外国穀物の国家専売案にたいしても、党は、それが独占価格の設定によって、穀物購入者としての農民をも含めた消費者大衆の犠牲において寄食者への特別手当 Schmarotzerprämie を保証するものであり、このような寄食者の投機を援助することになんらの関心もないことを明らかにしたのである[14]。

以上のところでわれわれは、カプリヴィの主導下に行われた通商条約に関連して、当時の関税問題にたいする党の政策的主張を概観してきた。つぎにわれわれはこの時代に行われた財政改革問題に眼を移そう。

(1) これの経緯については、大野英二氏の前掲書に詳しい叙述がなされている。
(2) 大野英二、前掲書一六七頁
(3) Protokoll des Berliner Parteitages, 1892. S. 66.
(4) Protokoll des Frankfurter Parteitages, 1894. S. 57.
(5) ベーベルは一八九二年一二月二日の帝国議会における予算演説で、いわゆる「新航路」が帝国政府にたいする党の態度をなんら変えるものでないと言明した。(Calmann, a. a. O., S. 107.)
(6) Max Schippel, Die neuen Handelsverträge. *Die Neue Zeit*, 10 Jahrg. 1Bd. S. 400.
(7) Protokoll 1892. S. 66.

(8) 大野英二、前掲書一七六頁以下。
(9) Protokoll, 1894. S. 57.
(10) M. Schippel, a. a. O., SS. 403～405.
(11) Des Neuen Kurses Freud und Leid. *Die Neue Zeit*, 12 Jahrg. 1Bd. S. 609.
(12) 同一性証明とは、輸入穀物を再輸出する場合に、その再輸出される穀物が輸入穀物と同一物であることが証明されれば、輸入の際に支払われた関税が払い戻される制度をいう。この制度の変遷、それの廃止がもたらす現実的影響については、大野英二氏の前掲書に詳しい。(同書一八一～二頁)
(13) Protokoll, 1894. S. 57.
(14) Protokoll, 1894. S. 58. Protokoll des Breslauer Parteitages, 1895. SS. 61～62. Protokoll des Gothaer Parteitages, 1896. S. 59.

四、財政改革問題

カプリヴィの企図した課題が上述の通商政策のほかに陸軍強化とこれにともなう財政改革であったことは、すでに指摘した。ところで前者の陸軍強化案は一八九二年一一月二三日帝国議会に提出せられ[1]、約半月おくれてこの案の実施に必要な経費支弁のための租税法案すなわちビール税、火酒税および取引所税の引上が提出せられた[2]。しかしこれらの提案はいずれも否決せられ、陸軍強化案の否決を機に帝国議会は解散し、第一回の企図はまったく失敗に終った[3]。しかし一度は否決された陸軍強化案も新議会に再度提出せられて可決されるにいたり、ここに強化案実施のための財源の調達が必要となった。この陸軍強化案の国会提出に際して宰相カプリヴィは、前回提出の租税法案の撤回その他の新しい財源調達方針を言明したが[4]、この陸軍強化のための財政需要の充足問題を契機として、しかもそれをこえて帝国財政自立化の意図をもって行われたのが、ミクヱル Johannes von Miquel およびポサ

ドウスキー Arthur Graf von Posadowsky-Wehner の帝国財政改革であった。この財政改革案は一八九三年八月にフランクフルト・アム・マインで開催せられた各邦大蔵大臣会議を経て、同年秋帝国議会に提出せられた。この改革案は、第一に帝国財政と邦国財政の関係を明確かつ安定化するために、帝国財政収入の増加をはかるとともに邦国にたいする資金交付額を四千万マルクに確定すること、印紙税および消費税の増徴、さらに上述の四千万マルクと陸軍強化費六千万マルク、併せて一億マルク調達のためにタバコ製品税 Tabakfabrikatsteuer の引上げ、印紙税の引上げもしくは新設および葡萄酒税 Weinsteuer の新設を意図するものであった。[5] しかしながらこの提案にたいする多数派（中央党および左派）の反対ははげしく、そのほとんどが否決せられ、わずかに富籤税 Lotteriesteuer および取引所税の引上げが採択されたにすぎなかった。[6]

ところでこの提案にたいする社会民主党の態度はどうであったか。端的にいって党は提案全体にたいして反対の立場をとったのである。その見解についてみると、まず第一に財源調達に関して言明せられた基本方針がかならずしも貫徹されていないことが指摘せられる。[7] いうところによれば、この租税案においては農業保護、かくてまた大土地所有者、ユンカーの保護は実現されているが、経済的弱者の保護、給付能力に応ずる租税負担の配分はまったく影をひそめている。[8] その限りにおいて基本方針、殊に社会民主党にとっても重要な意味をもつ方針は現実の租税案に貫徹されていないものと考えられた。さらに第二点としてこの改革案が帝国議会の予算権の剝奪ないし有名無実化を意味するものである点が指摘せられる。すでに前稿において述べたように、フランケンシュタイン約款は財政面における連邦分立主義を保証するという意義をもっていた。しかしながらこの意義が時を経るにしたがって消滅しつつあったのにたいして、この約款のもつ他の意義すなわち立憲的意義がひろく認識されたといわれている。

というのは関税その他の租税収入と異なり、連邦分担金は年々帝国議会において協賛されなければならず、しかも分担金の賦課徴収には法的に確定せられた予算が必要とせられたからである。この意味で連邦分担金の制度は議会の収入議定権を保証するものであった。ところが改革案によれば、交付金額の固定化にともなって、分担金の確定はもはや単なる計算上の手続という意味しかもたなくなる虞れがあったのである。[9] かくて党の見解は、帝国財政自立化のためにミクエルのとった途が「帝国議会の保有する唯一の権利の最良の部分すなわち予算権」を奪うものであり、したがって財政改革にたいする反対闘争が予算権のための闘争にほかならないことを明らかにしている。[10] 第三の論点は、第一点に関連することであるが、間接税体にたいする批判であった。いうところによれば、この改革案は邦国における直接税増徴を不問に附し、帝国における間接税増徴をのみ意図するものである。このことはいうまでもなく間接的納税者たる無産者の不利益をもたらすものである。かくて党がこの間接税主義租税体系の踏襲に反対したことは明白である。

以上のような総括的批判を行った後、党の議会活動報告は個々の租税案についてその見解を述べている。まず第一にとりあげられているのは取引所税であり、すでに前稿において示したごとくこれに反対した党の報告においても、この税収入が間接税負担の減免に利用されるかもしくは軍国主義的目的に使用するのでなければ、承認し得ることを明らかにしている。しかしながらいうまでもなくこの場合の使途が軍国主義的であった以上、当然拒否されなければならなかったのである。[11] その他の印紙税としては受領証税 Quittungssteuer と運送印紙税 Frachtstempelsteuer について、それが手工業者の負担となる点を指摘している。さらにタバコ製品税に関しては、その引上げによる負担が大製造業者や大商人にかかるのでなく、むしろ賃金引下げという形でタバコ労働者にかかり、さ

らにまた全生産の九割近くを占める大衆消費用葉巻タバコの値上りが招来されることを述べて、これに反対した。最後に葡萄酒税についても、それが小栽培業者を破滅せしめるのみでなく、その課税形態が資本力ある大商人を一層強大ならしめる作用をもつ点が批判せられた。[12]

ところですでに述べたように、九三年の提案は、その大部分が否決されることによって、失敗に終ったのであるが、しかし陸軍強化計画の遂行にはその経費支弁が当然必要であり、かくて翌九四年にふたたび財政案が提案せられた。この案は前年度案に比べてかなり控え目のものであった。というのは、前年度案にみられた超過交付金の固定化の考え方は放棄せられてただ分担金と交付金の均衡化のみが意図せられ、これに応じて調達すべき租税収入も三二〇〇万マルクに縮減せられたからである。[13]このために意図せられたのはタバコ税の改正であった。この提案にたいして社会民主党はふたたび反対の立場を表明したが、そのいうところは次の通りであった。帝国の軍事支出の増大、その財政規模の拡大は分担金を増加せしめ、交付金と分担金の差額としての超過交付金を減少せしめるばかりか、遂には邦国の帝国にたいする支払超過にいたる傾向がある。このような事態において財政改革案が交付金と分担金を相殺せしめることによって邦国を帝国財政支出の増大から独立せしめるならば、帝国財政予算の赤字はもはや邦国によって支弁されなくなる。したがって帝国財政の赤字は帝国の租税収入によって賄われなければならなくなるが、このことはいうまでもなく間接税の増徴を結果し、大衆負担の過重を招来する。新しいタバコ税はかかる事態の現実的表現にほかならない。それは「自己の所得をペニヒで数える」ような低額所得者にもっとも重い負担をかけるばかりでなく、さらにこの課税によって生ずる価格騰貴はタバコの消費を減少せしめ、多数のタバコ労働者の生活を脅かすにいたる。[14]かくて党はタバコを奢侈品とみなすポサドウスキーの見解に反駁を加え、これに反

対したのである。[15]

(1) この陸軍強化案は、歩兵の兵役服務期間三年から二年に短縮するとともに、毎年一七・五万人の代りに二三・五万人を兵役に編入することによって、平時定員を約一〇万人増加させようとするものであった。(Gerloff, a. a. O., S.304.)

(2) Gerloff, a. a. O., S. 305.

(3) 陸軍強化案にたいして社会民主党は当然反対の立場をとった。いうまでもなく党の原則的立場はその綱領に見出だされるが、それによれば、党の要求が常備軍制度に代る民兵制度の設置にあったことが明らかである。すなわち一八六七年ベルリンにおける全ドイツ労働者同盟の綱領によれば、その第二項に「一般的国民武装 Volksbewaffnung」の要求が掲げられており、六九年アイゼナッハにおける社会民主労働者党の綱領では「常備軍に代る国民軍 Volkswehr の設置」が謳われている。(W. Treue, a. a. O., SS. 55～56.) また七五年の合同綱領においては「国民皆兵 allgemeine Wehrhaftigkeit。常備軍に代る国民軍」が要求せられ、(Treue, a. a. O., S.63.)、さらに九一年のエルフルト綱領では「国民皆兵のための訓育。常備軍に代る国民軍。国民代表による戦争と平和の決定。すべての国際的係争の仲裁裁判による調停」という要求がかかげられている。(Protokoll, 1891. S. 5.)

これらの要求によって党の軍事問題にたいする態度が統一的に捉えうるか否かについてはかなり問題がある。事実一八八〇年にベーベルが軍拡案拒否の見解とともに外国の侵略にたいする防衛戦争を肯定したとき、党内左派はこれにはげしい攻撃を加えた。その見解の対立が第一次大戦にいたるまで存続し、軍事問題が党にとってきわめて困難な問題であったことも否定しがたいところである。(Walter Theimer, Von Bebel zu Ollenhauer, Bern, 1957. S. 32ff.) しかしながらこのような対立の存在にもかかわらず、党が現在の軍隊機構およびその強化計画に一貫して反対の立場を保持したことも、上述の基本的要求から首肯できよう。かくて党は、九二年の陸軍強化計画にも当然反対を表明したのであるが、さらにその軍隊機構の維持・拡張のための財政負担が主として無産者の肩にかかる点をも指摘している。(Protokoll, 1892. S. 62. Protokoll des Kölner Parteiteges, 1893. SS. 77～79.) この観点から党は租税案にも反対の態度をとり、ビール税と火酒税の引上げが大衆課税であること、取引所税についてはそれの支出目的が容認しがたいことを明らかにしている。(Protokoll, 1893. S.77, S. 91.)

(4) 新しい財源調達方針の大要として、取引所税の改正のほかに、一般的方針として給付能力に応じた課税によって経済的弱者

を寛大に取扱うことおよび農業の困難な状況にかんがみ、新しく採用されるべき租税については免除されるべきことが言明された。(Gerloff, a. a. O., S. 305.) しかしこの方針が実現されたか否かについては、後述するように、疑わしい。

(5) 法案の覚書によれば、改革の主目的は、帝国と邦国の財政関係の安定化にあったと思われる。以前の論稿において述べたように、両者の直接的な財政関係を示すものとして邦国より帝国に納入される分担金の制度とフランケンシュタイン約款によって帝国が邦国に交付する交付金の制度があったが、これらの制度は、両者いずれにとっても計画的な財政運営を困難にするものであった。とくに邦国においてはこの傾向はきわめて著しいものがあった。というのは、交付金および分担金の額は、関税その他の帝国交付税（タバコ税、印紙税、火酒消費税）収入と分担金にたいする帝国需要によって決定されるものであり、したがって邦国が自主的に決定しうるものではなかったからである。かくてこれらの変動によって邦国の財政運営はきわめて困難な状態におかれたのであるが、このことは、交付金と分担金の差額としての超過交付金が一八八七年から九〇年の間に約五〇〇万マルクから一億四〇〇〇万マルクに急激に変化していることでも明らかであり、しかもこの差額がマイナスになる場合には邦国財政運営はさらに深刻な事態に立ち到らなければならず、その危険性は九三年にいたって陸軍強化計画を機として現実化するように思われたのである。

かくて法案は、一八九五年四月一日より一九〇〇年三月三一日までの五年間にわたって、資金交付額すなわち交付金超過額を四千万マルクに固定化することによって交付金と負担金の割合を相対的に確定し、これによって相対的に固定化せられる分担金以上に分担金を再徴収することを禁じ、同時に帝国の固有の財源の拡充のために印紙税および消費税の増徴、帝国財政剰余金の公債償還への使用等を指示するとともに、当面必要とする財源一億マルク調達のための各種租税の引上げおよび新設を具体的に規定している。(Die finanziellen Gesetzentwürfe des Deutschen Reichs vom 21. November 1893, *Finanzarchiv* Jg. 11. 1894. S. 267ff.)

(6) Gerloff, a. a. O., S. 328.

(7) なおこの改革の直接的な機縁が陸軍拡張計画にあり、そのための経費が六千万マルクにもかかわらず一億マルクが要求されたことについては、改革の大目標と財政的能力の間にすでに著しい差のあったことが指摘されている。(Fritz Terhalle, Geschichte der Deutschen Öffentlichen Finanzwirtschaft vom Beginn des 19. Jahrhunderts bis zum Schlusse des zweiten Weltkriegs. Handbuch der Finanzwissenschaft. Bd. 1, 1952. S. 284.)

前掲註(4)参照

(8) Protokoll, 1894. S. 47.

(9) Max Schippel, Sozialdemokratisches Reichstags-Handbuch, Berlin 1902. SS. 399~400.

(10) Protokoll, 1894. S. 55.

前稿においては、フランケンシュタイン約款にたいする党の見解が、約款のもつ連邦分立主義的性格に関連して否定的であることを指摘した。カルマンは、二〇世紀初頭に行われたシュテンゲル Hermann von Stengel の財政改革を叙述する際に、約款にたいする党の見解がまったく変化したことを述べている (Calmann, a. a. O., S. 152.) が、この変化はすでにこの時代にあったことを考えてよいであろう。

(11) Protokoll, 1894. S. 55. F. Mehring, Die Börsensteuer und die Sozialdemokratie. *Die Neue Zeit* 12 Jg. 1Bd. S.321.

(12) Protokoll, 1894. S. 56.

(13) Gerloff, a. a. O., S. 331. Schippel, a. a. O., SS. 395~396.

(14) Protokoll, 1895. S. 55.

(15) このタバコ税案は帝国議会第二読会において否決せられた。

五、予算協賛問題

カプリヴィ政権下の関税問題、財政改革問題にたいする党の態度は以上述べてきた通りである。これらの問題にたいする党の態度、就中帝国議会フラクションの動きについては党内でも格別の異論はみられない。その限りにおいて党の見解は統一的であったと断じてよいであろう。しかしながら、本稿の冒頭において述べたように、九〇年代に入って党内における見解の対立、殊にマルクス主義正統派の見解と改良主義的見解の対立は次第に明確な形をとりはじめた。九一年のエルフルト綱領はマルクス主義的な意味において確立したといわれているが、翌九二年にはすでにフォルマールが日和見政策についての党の批判に異論を唱えた。[1] そして九四年フランクフルト党大会におい

て、この見解の対立は農業綱領問題および予算協賛問題に明瞭に示されたのである。[2] 八〇年代における急進的政党としての成長、エルフルト綱領の確立という党の支配的側面に照明をあてる場合、党の急進的運動の展開は当然であろう。かくて党はアジテーションと組織化の運動を強力に推し進め、階級国家および資本主義的社会秩序の本質について仮借なき批判を浴せかけることによって、国民の啓蒙活動を展開した。またこれに対応して議会では、党代表の議員は純然たる野党的反対の立場をつよく主張し、国家予算拒否の態度を打出したのである。この立場からすれば、議会は立法機関というよりは、むしろアジテーションの演壇にほかならなかったし、[3] またこのような戦術が効を奏したことは九〇年代の選挙得票数が明白に物語っている。しかしながらこのような戦術は、南独においてはかならずしも容認されるところではなかった。というのはそこではかかる戦術が展開できる条件がなかったからである。すなわち南独では、工業発展の速度が他地域に比べて遅く、階級区分はそれほど明確にしがたい状況である上に、自由主義的伝統が中産階級に普及しており、農民階級がかなりのウェイトを示していたのである。したがって社会民主党がその活動の効果を期するためには、このような現実的条件、とりわけ農民階級への顧慮を度外視することはできない状態であった。かくて南独社会民主党はいきおい急進的な活動を緩和し修正する方向を辿った。[4] このような南独社会民主党の運動方針は当然急進派の批判を受けざるをえないが、たまたま一八九四年バイエルン邦国議会において社会民主党議員が邦国予算に賛成投票を行うに及んで、党内に活潑な論戦を巻き起すにいたったのである。すなわち同年フランクフルトで開かれた党大会において、ベルリン、ハレおよびワイマールの党代議員から「バイエルン地方議会議員が予算案に賛成投票したことにかんがみて、党大会は、地方議会の総括予算にたいする原則的立場を決議文で確立してもらいたい」[5] 旨の提案が出され、つづいてこの問題に関して若干の提案がなさ

れた。ところでこれら諸提案のうちに真向から対立する二つの決議案があらわれた。[6] その一つは、邦国の財政法に関する全体的票決 Gesamtabstimmung は、時と場所によって与えられる諸事情に応じかつまたバイエルンの地方大会でなされた論証を考慮して判断すべき純然たる合目的性の問題であるという点から、上述の諸提案が解決ずみであるとするバイエルン擁護の見解であった。[7] これにたいして他の一つは、国家の階級的性格に根ざす弊害と不正を批判し克服することおよび現存の悪の排除と綱領の意味での新しい状態の創出は党の議会代表の義務であり、さらに政府が社会民主党に反対しかつ破壊しようとしている場合、かかる政府を信任することは誤りである。しかも総括予算の協賛が信任投票とみなされる以上、全体的票決に際して予算に当然反対しなければならないという批判論であった。[8] ところでこれらの提案をめぐってかなりはなばなしく論戦が展開せられたが、その中でまずフォルマールは、予算の票決は帝国議会と地方議会では本質的に異ったものであること、クーネルト Fritz Kunert やパルヴス Parvus[9] のいうように総括予算の拒否はもっとも鋭い武器ではあるが、それだけにあまりしばしば用うべきでないこと、問題は原則にあるのではなくて合目的性の問題であり、時と場所に応じて変化する戦術的手段にあることを述べ、さらにバイエルンの農業国としての特殊な事情を指摘した後、機械的なアジテーションの回避と地方および住民のもつ特殊な条件への適応を主張することによって、バイエルンにおける予算協賛を擁護した。[10] この後シュタットハーゲン Arthur Stadthagen が批判的提案にたいする修正動議を提出したが、つづいて立ったベーベルは、フォルマールの見解にたいして、地方議会においては合目的性の問題、行政上の問題が重要であるとする見解は誤まりであり、むしろ逆に地方議会においてこそ原則的問題が重要であることを述べ、さらにバイエルン住民の特殊性を否定した後に総括予算の拒否が帝国、地方のいずれを問わず妥当すること、党の行動をおくれた

大衆の理解力への顧慮から導き出すべきでないことを指摘し、またシュタットハーゲンの修正案をも容認しがたいことを明らかにして、両案を拒否し、「便宜や合目的性に勝利を与えるべきでなく、原則をして勝利あらしめよ」と主張した。[11] その後グリレンベルガー Carl Grillenberger やアウエル、アントリック Otto Antrick、ティム Johannes Timm その他の人々が活潑な討議に参加したが、その後の票決の結果はいずれの案も採択されるにいたらず、[12] 問題は未解決のまま残されることになったのである。

ところで、バイエルン問題の擁護論は、その妥当性は一応別として、改良主義的見解とみなすことができる。それは、予算案にたいする態度決定を、現存国家にたいする敵対性という原則的立場よりもむしろ現実の事態に即した考慮から出発せしめ、この現実的条件に適応した積極的活動の効果を通して目標を達成せんとするものである。住民の利益、文化目的のための経費支出の承認は、現在社会における積極的活動をそれなりに評価するものであり、また議会内におけるこの積極的活動の承認は、議会活動にたいする従来の見解の修正を意味するものであったといえよう。この議会活動の積極的な評価は総括予算協賛によって示されている。

われわれは、前稿において総括予算と個別予算との区別が改良主義に連ならざるをえない面をもつことをみたが、いまやこのことは、帝国予算と邦国予算の質的相違――それは支出目的の相違を内容とする――という形で現実化したといっていいであろう。それと同時に急進主義的見解と改良主義的見解との間には、総括予算そのものについての見解の相違があるように思われる。このことは、個別的予算にたいする立場決定が決定的に重要であるとするフォルマールの見解に端的に示されている。[13]

本稿の冒頭において、九〇年代における改良主義的思想の普及について簡単にふれたが、この思想はいま述べて

きたところで明らかなように、予算問題において明確な姿の一つを示しているのである。この点についてカルマンは、その原因が、党の政治的発展が綱領より進んだことにあると述べているが、[14] 党の議会への進出が大きく影響したことは否定できないであろう。その限りにおいて、さらに党勢が伸長するにつれて予算協賛問題が党内に大きな波紋をなげかけるであろうことは容易に想像されるところであり、事実この問題はこの後の党大会においてつねにはげしい論争の対象とならざるをえなかったのである。

(1) Bernstein, a. a. O., S. 29.

(2) カルマンによれば、この対立はエルフルト綱領自体に内在する矛盾と関連づけられる。周知のように綱領は、資本主義発展の法則を叙述する部分と資本主義社会において達成すべき目標を指示する部分とに分けられる。この両者の間に存在する矛盾の一つの表われが予算問題における対立であると考えられている。(Calmann, a. a. O., SS. 100~101.) なおエルフルト綱領自体については、第一部は革命によってのみ実現される社会の完全な変革という社会主義者の理想を示し、第二部は現在の社会秩序内において労働者の追求すべき政治的経済的利益を表現するものとも考えられる。この見解によれば、綱領は革命と改革の両者の妥協の基盤を供するものとみられる。(Schorske, ibid. p. 6.)

(3) Schorske, ibid. p. 7.

(4) (5) Schorske, ibid. pp. 7—8.

Protokoll, 1894. S. 17.

(6) そのほかにも、この問題にたいして積極的見解を打出したものとしては、ハーナウ Hanau の党員から提出されたものとボフム Bochum の党員からの提案がある。後者は、総括予算の票決に際してとるべき態度に関してバイエルンの党議員を譴責し、同時に将来かかる行動のないように決議すべきことを提案したものであった。これにたいして前者はさらに直接的な具体的な要求で、社会民主党の代表者が選出されている立法団体において、党代表者は、文化的課題と公益目的のための貨幣需要のみ承認すべきであり、今日の社会の存続と解放を要求する無産者の克服とのための手段への要求を含む総括予算の票決に際しては、これに反対投票すべきことを主張するものであった。(a. a. O., S. 17.) しかしこの両案はいずれも、討

議の過程において撤回せられた。(a. a. O., S. 134.)

(7) a. a. O., S. 107.

(8) a. a. O., S. 108.

(9) クーネルトは、この討議において、バイエルンの予算要求が党綱領の規定と矛盾することを指摘し、総括予算への賛成投票が綱領違反であることを述べている。(a. a. O., S. 108.)

またパルヴスはノイエ・ツァイト誌上で、これまでの党の議会活動が「全体としては拒否し、多くの個別的な点で承認すること」Ablehnend im Ganzen, zustimmend in manchen Einzelheiten であったことを指摘した後、党の原則的な政治的立場が予算拒否においてするどく示されると述べ、予算拒否の意義を明らかにしている。それによれば、予算の賛成投票は現存政治秩序の承認と同じ意味をもつものであり。したがって逆に予算の反対投票は支配体系＝現存政治秩序の否定を意味する。さらに予算の拒否は、かならずしもその中の合目的なものの否認を意味するものではないが、しかし現在の国家予算においては承認しうるものがきわめて少い。さらにまた予算拒否は、反対党の支配する議会での強力な闘争手段でもあり、とくに絶対主義的性格の強いドイツの統治機構においては予算拒否がとりわけ有効な政治的手段である。以上の点を述べた後パルヴスは、この原則的立場も実践の面での変更を妨げるものではないことを明らかにするとともに、バイエルンの邦国予算がその例外的な場合を意味するか否かをその予算の内容に即して検討し、それに賛成すべき正当な根拠がないと断じている。(Parvus, Keinen Mann und keinen Groschen! Einige Betrachtungen über das bayerische Budget. *Die Neue Zeit*, 13 Gahrg. 1Bd. SS. 80~87.)

(10) フォマールによれば、帝国議会は原則的問題が決定的であり、政治の一般的精神の確立される場所であるのにたいして、地方議会はそこから結論を引き出し、行政上の政策を推進するところである。したがって両者における予算票決の意義は本質的に異っている。しかも帝国予算が軍事予算であるのにたいして、邦国予算では文化的支出が圧倒的である。かくて邦国予算においては、個別的予算にたいする態度が決定的であり、それにたいする賛成投票は正当な帰結である。さらにまたフォルマールはバイエルンの特殊性として、農業国であること、住民が感情的な人間で政治問題や政党を全体として感情的に判断するために、自己の関心をもつことに一度は賛成しながら最後に反対するという遣り方をおそらく理解しないことを指摘した後、バイエルンの社会民主党が住民の利益のための経費支出、文化的支出等に賛成することによって、その共感を獲得しなければならないことを明らかにしている。そして人民を確保し、彼等を政治的に教育するものの政治的態度は人民に理

解できるものでなければならないと述べた後、原則および帝国の問題の一般的戦術については党大会が最高の権威をもつが、地方の問題における戦術は当該地方の党が決定すべき問題であるとしている。(Protokoll, SS. 109～113.)

(11) ベーベルは、フォルマールの合目的性を重要視する見解にたいする反論として、次のようにいう。すなわち、地方議会の活動にとって決定的な重要性をもつのは綱領の第二部であり、その十項目の要求はすべて原則的な意義をもっている。したがって地方議会も原則的な政策が推進される場所であり、地方議会における党議員への監督を保留しなければならないのであると。ベーベルはまた、バイエルン住民の特殊性に関するフォルマールの見解にたいして、そのような事情が他の地方においても同様に存在することを指摘し、さらに帝国においても一連の文化的経費の協賛が必要であり、しかも総括的予算においてはこれを拒否することの必要を述べ、バイエルンのみが異った事情にありとする見解がきわめて作為的であるときめつけている。(a. a. O., SS. 114～119.)

(12) バイエルン問題の擁護案は、採決の結果、一四二票対九三票でもって否決せられた。つづいてシュタットハーゲンの修正案は一三一票対一〇三票で採決せられたが、これによって修正をうけた批判的提案は、一六四票でもって否決せられ、見解の対立は未解決のまま残された。(a. a. O., SS. 132～133.)

ちなみに両見解に属する代表的な人々をあげると次の通りである。まず擁護派、したがって改良主義的提案に賛成の人々は、ドレースバッハ A. Dreesbach、ゲック Adolf Geck、グリレンベルガー、クローン August Krohn、レギーン Karl Legien、オェルテル Carl Oertel、ポイス Heinrich Peus、およびフォルマール等である。これにたいして批判的提案を支持し、かつ修正案をも拒否し、その意味で急進的見解をもつ人々は、アントリック、アウエル、ブロス Wilhelm Blos、エクシュタイン Wilhelm Eckstein、ガイアー Fritz Geyer、クーネルト、リープクネヒト、シッペル、Max Schippel、ジンガー Paul Singer、ティム、ヴォークト Gustav Vogt、ツェトキン Klara Zetkin 等である。両者の中間に立つ者としてはダヴィド Eduard David、エメル Leopold Emmel、ハイネ I. Heine、クワルク Max Quarck、シェーンランク、シュタットハーゲン、ウルム Emanuel Wurm 等がいた。

(13) a. a. O., S. 111.

(14) Calmann, a. a. O., S. 106.